

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	7
第 2 議案第66号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例の一部を改正する条例	7
第 3 議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
第 4 議案第68号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例	8
第 5 議案第69号 利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	9
第 6 議案第70号 平成27年度利府町一般会計補正予算	18
第 7 議案第71号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	24
第 8 議案第72号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算	25
第 9 議案第73号 平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	25
第10 議案第74号 平成27年度利府町下水道特別会計補正予算	26
第11 議案第75号 平成27年度利府町水道事業会計補正予算	27
第12 議案第76号 工事請負契約の締結について	28
第13 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について	28
第14 議案第78号 利府町と宮城県との間の行政不服審査法第81条 第1項に規定する機関の事務の委託について	29
第15 選挙管理委員の選挙	30
第16 選挙管理委員補充員の選挙	31

第17 請願第 2号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び

介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず

平成28年度継続するための財政措置を求める請願書・・・・・・・・・・32

追加日程第1

発議第3号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び

介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず

平成28年度継続するための財政措置を求める意見書（案）・・・・・・・・・・34

第18 委員会の閉会中の継続調査の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。  
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子君	2番	西澤文久君
3番	後藤哲君	4番	小淵洋一郎君
5番	安田知己君	6番	木村範雄君
7番	土村秀俊君	8番	吉岡伸二郎君
9番	高久時男君	10番	鈴木忠美君
11番	吉田裕哉君	12番	永野涉君
13番	及川智善君	14番	遠藤紀子君
15番	渡辺幹雄君	16番	郷右近隆夫君
17番	羽川喜富君	18番	櫻井正人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	堀越秀一君
総務課総務管理班長 兼人事法令班長	後藤仁君
政策課長	折笠浩幸君
政策課政策班長	鎌田功紀君
政策課地域協働班長	星浩幸君
財務課長	小山田春彦君
財務課財政経営班長	鈴木真由美君
財務課管財契約班長	郷右近啓一君
税務課長	高橋徳光君
税務課町民税班長 兼固定資産税班長	佐々木辰己君
収納対策室長	石川洋志君

平成27年12月定例会会議録（12月4日金曜日分）

収納対策室	櫻井浩明	君
収納整理班長	庄司幾子	君
町民課長		
町民課保険年金班長	伊藤香	君
町民課参事		
兼戸籍住民班長	阿部智子	君
生活安全課長	村田政文	君
生活安全課		
防災安全班長	鈴木則昭	君
生活安全課		
環境生活班長	鈴木啓義	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
保健福祉課		
健康づくり班長	伊藤文子	君
保健福祉課		
福祉班長	折笠ゆき江	君
保健福祉課		
長寿介護班長	嶋正美	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
子ども支援課		
子ども未来班長	鎌田輝久	君
子ども支援課		
子ども支援班長	鈴木久仁子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君
都市整備課		
都市整備班長	上野昭博	君
都市整備課		
施設管理班長	庄司英夫	君
産業振興課長		
兼農業委員会事務局長	伊藤智	君
産業振興課		
商工観光班長	大谷浩貴	君
産業振興課		
農林水産班長	鈴木喜宏	君
上下水道課長	阿部義弘	君
上下水道課		
工務班長	名取仁志	君
上下水道課		
経営班長	鈴木義光	君

平成27年12月定例会会議録（12月4日金曜日分）

震災復興推進室長	大友 義 一 君
震災復興推進室 復興調整班長	郷 家 洋 悦 君
震災復興推進室 事業推進第一班長	近 江 信 治 君
震災復興推進室 事業推進第二班長	鈴 木 喜 勝 君
生涯学習課長	高 橋 三喜夫 君
生涯学習課生涯学習振興 班長兼生涯学習センター所長 兼郷土資料館長	鎌 田 光 信 君
生涯学習課 スポーツ振興班長兼館長	佐 藤 浩 幸 君
生涯学習課 図書振興班長 兼図書館長	庄 司 敦 君
会計管理者 兼会計室長	大 友 政 一 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教育総務課長	小 幡 純 一 君
教育総務課 総務給食班長	菅 野 勇 君
教育総務課 学校教育班長	高 橋 活 博 君
代表監査委員	宮 城 正 義 君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴 木 正 敏 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 善 男 君
主 任 主 査	櫻 井 涉 君
主 事	竹 内 春 菜 君
主 事	泉 谷 早 紀 君

議 事 日 程 （第3日）

平成27年12月4日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第66号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第67号 特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第68号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第69号 利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第70号 平成27年度利府町一般会計補正予算
- 第 7 議案第71号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 8 議案第72号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第73号 平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第10 議案第74号 平成27年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第11 議案第75号 平成27年度利府町水道事業会計補正予算
- 第12 議案第76号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第14 議案第78号 利府町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について
- 第15 選挙管理委員の選挙
- 第16 選挙管理委員補充員の選挙
- 第17 請願第 2号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願書
- 第18 委員会の閉会中の継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

- 追加日程第1 発議第3号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書（案）

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成27年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、17番 羽川喜富君、1番 鈴木晴子君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

日程第2 議案第66号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第2、**議案第66号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第66号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第67号 特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第3、**議案第67号特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第67号特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第4、**議案第68号利府町介護保険条例の一部を改正する条例**を議題と  
します。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第68号利府町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第69号 利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

○議長（櫻井正人君） 日程第5、**議案第69号利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。14番 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） このたび敬老祝金の支給条例が改正されることになりましたけれども、全協の中で条例改正の趣旨ということで、団塊の世代がいよいよ高齢化を迎えるということが書いてありましたけれども、団塊の世代が敬老祝い金の対象となるのはまだ10年ほど先のことなので、余りその趣旨に私はよしとはしなかったんですが、ただ100歳で20年以上の方に30万円ということがうたわれました。私も前々から議会でも訴えてまいりましたけれども、10年というのは短いのではないかということをお願いしていたので、今回このようになったことは評価いたしますけれども、ただ、95歳、88歳、77歳が5年以上で祝い金をいただけるということには、当局で何ら検討はなかったのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の改正につきましては、敬老祝い金の全支給対象について検討はさせていただいたところでございます。その上で、100歳につきましても20年、30万円という形で見直しはさせていただいておりますが、これまでどおり10年の方についても対象とするということで、金額を若干見直しさせたもので支給するというので改正案を出させていただいております。

77歳、88歳、95歳につきましては、これまでどおりの支給要件としつつ、支給額だけ今回は見直しをさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 済みませんが、質問も答弁ももう少し声を大きくお願いいたします。（「はい」の声あり）遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 恐れ入ります。

敬老会に名簿を出されていらっしゃる方も多と思いますけれども、私は敬老会の名簿

をもとにちょっと調べてみましたが、100歳の方は27年度では3人、それから28年度になりますと6人、29年度で8人にふえます。95歳ですけれども、27年で24人、それから28年で28人、それから29年度になりますと43人になります。それから88歳も、27年度は78人ですけれども、29年度になりますと136人というのが、この名簿から数えてみましたらそれだけの対象者になります。もちろん、77歳も多いことなんですけれども、祝い金額を1万円、例えば77、88歳を1万円減らしたにしても、人数が倍ぐらいにふえるわけです。

結局、額を減らすということで、今後高齢者のいろいろな福祉計画に沿って事業をやるための資金をふやしていきたいということでもございましたけれども、余り1万円という額を減らしただけでは効果がないのではないかと思いますし、私の住んでおります新興団地ですと、親御さんが高齢になって引き取られる方も、それから震災の影響で同居なさる方もふえております。かなりの人数がこの対象者になってしまうので、やはり5年というのは短過ぎるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 申し上げます。

5年につきまして、短いのではないかとこの御意見でもございましたが、近隣自治体の敬老祝い金の支給の要件等から見ましても、利府町が特別に長いとか短いとかというような状況ではございませんでしたので、そういった状況も加味しながら、現行の5年という期間は維持しつつ、金額の見直しをさせていただいたというような状況となっております。

なお、現在の77歳、88歳、95歳、お話をいただいたように対象年齢からしますと、かなり人数的にはふえるのではないかとこの御意見でもございましたが、やはりその年齢まで御健在でいらっしゃる方というのは、なかなかいろんな条件から厳しいということでしたので、そこまで人数の伸びというものはないのではないかなということでは見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 余り申し上げにくい話も入っておりますけれども、しかしやはり名簿の推移を見ましても、確実に今の高齢者の皆様は10年は若いと言われております。95歳になる方でも、何名かの方は存じ上げていますけれども、とてもお元気です。ですから、祝い金を差し上げるのは本当に、95歳はせめて額を減らさないで差し上げたいと思いますけれども、やはり改正するからには、ほかのこういった高齢者の事業をもっと拡大したいということがござい

ましたので、やはりいろいろな事情を加味して、それから高齢者の施設もふえてまいりました。住所を移してこちらに、そういった施設に入られる方も大分ふえてきたと思います。

これは確認させていただきたいんですが、高齢者施設の方ももちろん5年以上施設に入っていた場合は対象者になるということですのでよろしいのでしょうか。そうしますと、年々もちろん、私たちのような外部から来た人間は親を引き取ることが多くなります。したがって、高齢者施設に入る方も多くなります。あくまでも高齢者施設に5年入っていらしても対象になるということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

施設の入所の有無にかかわらず、居住年数の要件につきましては、利府町に住所を置いていらっしゃる方であれば支給対象ということで支給をさせていただくこととしているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。10番 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 鈴木でございます。

今の件、遠藤議員とちょっと関連しますけれども、私もデータをちょっと見てきたのですが、昔は100歳で100万円という一つの大きい祝い金がありましたけれども、年々と減ってきて、50万円ということでありまして、さらに今回の改正で、限られた金の回しですから、当然そういうこともやらなければならないのしょうけれども、データをちょっと調べてきました。

77歳というのは大体、24年が213人、25年211人、26年が214人、27年が226人ということで、200人そこそこでございますけれども、せっかく77歳になって、2万円を今回1万円に下げるといことで、金額的には77歳、78歳については、年数については先ほど遠藤議員が言われるとおり10年にして、金額は従来どおりにするべきではないかと。

そしてまた、普通、高齢者で言われている、例えば60最が還暦、70最が古希、77歳が喜寿とか米寿、いろいろ白寿とかがありますけれども、そういうようなことも、95歳というのはいからだめというわけじゃないですけれども、これは利府町としてやっぱり88歳から100歳までの間に対する温情をつくったかと思うんです。

逆に、95歳というのを見ると、24年から12名、12名、12名、24名ということでさほどでもないんで、要は今、町として健康、長生きすることを一つの目標にやってほしい。それに対する

お祝いということであると思うので、77歳、78歳は10年で従来どおりの祝い金、95歳については全くなくして、100歳についてもやっぱり一本に絞って、20年未満とかということもなくして、20年以上で50万円という今までどおりでということ御提案申し上げますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

今、年齢要件であったり支給額について御提言をいただいたところでございますが、これまでの高齢者の皆さんが77歳、88歳になったら敬老祝い金を受給できるという、そういった楽しみにしているところもあるかと思えます。そういった敬老、敬うという立場から、あるいは金額につきましては、これまでの支給をしていた金額、近隣の自治体の支給額、そういったものを加味した上で、今回は金額をそれぞれの年齢に応じて約半分の額にさせていただいたところでございます。

なお、95歳につきましては、確かに喜寿あるいは米寿というような記念の年ではないかとは思いますが、100歳に至るまで、やはりなかなか100歳で敬老祝い金をいただくというのは、これまでの状況からしましても大変難しいというのは感じております。そういった意味で、95歳で、その段階まで長寿でいらっしゃった方を敬うということで町でこれまで支給をしてきたところでございましたので、それを今後も継続をしていきたいということで金額の訂正だけをさせてところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今、課長からいろいろと説明がありましたけれども、祝い金、確かに77歳、78歳の方も来年にもらう方は期待していると思えます。ただ、金額的に下がってしまうとどうなのかなということがありまして、今、子供の小遣いだって3,000円、5,000円ということはあるんですよね。祝い金というのなら下げるのではなく、やっぱり皆さんは長生きしているのですから、年数はちょっと延ばしますけれども、額を守りますよと。

それから、50万円の祝い金を100歳の方は10万円と、今度は30万円となりますけれども、その辺は、先ほど遠藤議員からのお話もありましたけれども、ことし以上に100歳の方は来年、再来年にいるわけですよ。そういう方には思い切った、長生きしてよということで、やっぱり50万円は現状どおりということで何とかやっていただきたいということでございますけれども、も

う一度お願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

100歳の方につきまして、50万円を維持してはという御意見のようでございますが、御指摘のように100歳の方、毎年、先ほどの御意見でいただきましたように施設入所の方もやはりいらっしゃる、ふえているような状況でございます。できるだけ高齢者の方が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくという観点から、そういったものをより多くの方々に、そういった支援を町でもしていきたいということで、今回、敬老祝い金の見直しをさせていただいたところではございましたので、御理解をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。9番 高久時男君。

○9番（高久時男君） 今までのお話を聞いていますと、皆さん、さまざまな意見をお持ちなんですけれども、敬老祝い金、以前は100歳で100万円、現状が100歳で50万円ということで、今回は改正案が出されております。10年以上で20年までが10万円、20年以上で30万円ということなんです。今の新たな改正案はずっと継続できるという見込みでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

今回の改正案で、敬老祝い金をずっと継続できるかという御質問でございましたが、今後の見込みといたしましては、全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、団塊の世代が高齢期を迎える、そういったところから今回いろんな形で介護保険法の見直しとかをさせていただいているところでございます。

そういったところからしますと、町の今の人口の構成から見ましても、団塊の世代が高齢期を迎えるころには高齢者が今の倍近くになっているのではないかという推測もされますので、そういった段階にはやはり敬老祝い金の見直し、そういったものも段階的にしていく必要があるだろうということで考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） ここで改正してもまた改正する可能性が高いということです。これは世代間格差の問題が生じる施策じゃないかと思っております。以前は100万円がもらえて、現状は50万円、今、改正案で30万円に下げるといふことですが、例えば私は今57歳ですけれど

も、私は頑張って100歳まで生きるつもりですよ。それで、私が100歳になったときにこの30万円がその段階でもらえないという形になったら、これは行政の施策上、余り好ましいものではないのではないのでしょうか。回答をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

その年代によって、町の施策によって100万円を受けられた方、50万円の方、今回の改正によって30万円の敬老祝い金になる方、確かにそういった格差というものはあるかと思えます。ただ一方で、そういった形をとっていかないと町の施策を実施できないという状況もございますので、そういったところを町民の皆様に町としても説明をしながら御理解をいただいて、施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 今回の改正案に関しては私も賛成はいたしますが、いずれにしても数年後か10年後か、また改正をして金額を下げなければいけないということであれば、やっぱりある程度将来を見越した案にしていくべきだし、最終的には100万円とか50万円とか30万円というのは、やっぱり結構高額だと思うんです。祝い金であれば数万円の祝い金程度でいいと思いますし、それで余裕ができた財源に関しては、それこそ一般の高齢者に対する高齢者福祉をもっと充実するような、そういう政策に持って行っていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 答弁は要りますか。（「いいです」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

6番 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今話を聞きながら、ちょっと視点を変えてなんですけれども、敬老祝い金、敬老の対象になった方、77歳、88歳、95歳、100歳ということで、なった方がやっぱりきちんとこれを自分のために使っていけることが一番の本当のお祝いになるのかなと。100万円を自分で使うかという、ちょっと使えないかもしれませんが、今現在支給している中で、まず本当に対象者の方が自分で使っているかどうか、もし、ある程度調べているのであれば、家制度だから、例えば木村範雄に来たので、もっとも木村家で使うということが当然あるんだろうけれども、できれば木村範雄に来たら木村範雄が本当に使えるかということまで、もし調べていることがあればある、ないならいいです。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

御本人の使用状況についてでございますが、町といたしましては、御本人または寝たきりの状態であれば御家族に敬老祝い金を町長が直接参りまして敬老を祝してお渡ししている状況でございます。皆さん一様に大変、御家族、御本人ともに喜んでいただいている状況でございますので、有効に御使用いただいているものと私どもでは認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 町内会もやっていますので、100歳になって本当に元気で歩いていて、自分で買い物をしている方も当然いることは、私も町内会の中では見受けています。個人名を言うのはちょっと控えますけれども、1班の方とか10班の方がいました。

ただその反面、ずっと寝たきりになっているよとか、先ほど話のありました施設に入っているよという方もやっぱり出てきているんだということで、一部今回の改正には同意はしたいと思うんですけれども、もう1点、新たな視点も加えて、やっぱり検討は続けていかなければならないのかなと思っています。

そういう意味でも、5年間住んだから、10年、20年住んだからと、当然あるんですけれども、利府町に生まれて、住んで、税金もずっと納めてきて、利府町で100年になったんだといたら、やっぱりもう少しお祝いの仕方を敬老という視点の中で考えてもいいのかなと私は思っていますので、その辺も含めて新たな検討も続けていくんだということで、ぜひ答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 質問にお答えいたします。

敬老祝い金は、やはり議員の御質問にもございましたように、利府町に長らくお住まいになって貢献いただいた皆さんの敬老を祝してということは当然かと考えております。その上で、高久議員の御質問にあったように、敬老祝い金を今後もやはりいろんな施策を進めていく上で検討を重ねていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 私はいづれなくしていくべきということを前から申し上げておりました

ので、このたびの改正については賛成するものなんですけれども、周知をどうするのかなどということもまず1点お尋ねしたいと思います。これまでどおりの広報やホームページでの周知と、ホームページとは笑うところになってしまうんですが、どうやって対象者なりその御家族なりに周知をしていくのかをお尋ねいたします。

あとは2点目としまして、これによって生じる金額、金銭的に、例えば今年度、今後3年、改正するとこれくらい見込めるというのを把握されていると思うので、ほかの事業、ほかの高齢者施策に充てていくとは言うのですが、先ほどの質疑の中ではそんなに見込めないのかなとちょっと思いましたので、その辺をお尋ねしたいなと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。長寿介護班長。

○保健福祉課長寿介護班長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

周知につきましては、今お話の中にもありましたとおり、ホームページ、広報紙等で周知することになると思います。

あと、今回の改正になった場合に財源的に出てくるものにつきましては、現在の推計では今後3年間で2,000万円ぐらいの減額になるのではないかと推計しております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 周知のほう、ほかの事業もそうですけれども、広報紙がメインというだけでいいのかなと。きのう、一般質問でも述べましたけれども、今後住民の方に負担を求めたり、これはサービスが減るといって、痛みといいますか、そういったことが生じていくと、そういう世の中です。それをどうやって周知していくのか、これまでどおりでいいのか、もっと地域に出向く方法が必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

また、財源のほうはいいです。周知のほうだけお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

基本的には、まず全家庭に配布をさせていただいております広報紙の掲載を、本議会で御承認をいただけましたらできるだけ早く住民の皆様にお知らせをするようにしてまいりたいと考えております。

そのほか、現在、担当で各老人クラブ、各町内会に出向いた出前講座等をしておりますの

で、そういった中で、敬老祝い金の見直し、そういったものにつきましても周知はさせていただくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。4番 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 小淵です。

この制度、非常に私はいいい制度だと思っております。年をとった方が何歳になったらいただけるということでもありますけれども、やはり将来にわたって継続していかなければいけないものだと思います。この案、出されておりますけれども、77歳、88歳、居住年数5年というものはやはり短い。長く利府町に住んだ人でなければいけないというところを考えますと、10年にすべきかと。

また、95歳についてはちょっと疑問があります。95歳の項目をなくしまして、将来的に長くやっていけるものに改正したほうがよいかと考えますので言わせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 小淵議員の御質問にお答えいたします。

将来の持続可能な制度となるように改正すべきではないかという御意見でございますが、当然町といたしましてもそういったことを視野に検討はさせていただいているところでございます。

しかしながら、今回の改正につきましては、これまで支給していた要件あるいは金額、そういったものを総体的に見た上で、要件については見直しをしないで金額を改正させていただいたところでございます。

何度も申し上げますが、今後、高齢者施策、包括的支援事業というものを各地域で展開していくということで現在準備を進めておりますので、そういった施策を今後拡充していく中で、持続可能な敬老祝い金となる制度となる分についても検討を重ねながら見直しを今後も進めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 小淵洋一郎君。

○4番（小淵洋一郎君） 短期間で見直すようであれば、もっとよく検討されて、居住年数、また95歳の方にお渡しする額、なくすかやるかというところ、もう少し深く検討すべきと思いま

すので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 答弁は要りませんか。（「必要ありません」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第69号利府町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第70号 平成27年度利府町一般会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第6、**議案第70号平成27年度利府町一般会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後をお願いします。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。1番 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 18ページの歳出なんですけれども、1款総務費13目情報政策費18節……。

○議長（櫻井正人君） 鈴木君、もう少し高い声で。

○1番（鈴木晴子君） 済みません。

18節の備品購入費なんですけど、全協の中でインターネット専用端末購入と伺っているんですけども、このたびのマイナンバー制度の導入によりまして外部との接続を制限しているために、本当に各課が大変な思いをしているかと思うんですけども、そのための配備というのは本当に理解できておりますが、こちらを何台購入される予定でしょうか。それから、各課何台配備となりますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、御質問にお答えいたします。

今回のインターネットとの分離ということで、購入する台数は一応30台ということを見込んでおるものでございます。全部で何台になるかということになりますと、基本的に全職員1人1台という形になりますので、全職員の数プラス今回のインターネット専用端末の数ということで、300を超えるかなと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかにありませんか。6番 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今、パソコンの台数のことでしたけれども、これはマイナンバー法とは住民にとって本当に利便性があるのかというのがやっぱり一番の問題なんだと思います。ただし、これまでも当局の答弁は国策だからということでずっと説明をされてきました。

その中で、今回、補正の額で国県支出金が330万円減っていて、一般財源で1,500万円。これは、ネットワーク分離策定業務は全て、全てではない、説明ではマイナンバーの関係でパソコンの切りかえであったり、購入だと。要は国策であるのであれば、国費が減るのではなくて、国費をふやした中で一般財源は減らす方向でやっぱり進めていっていいのではないかと思うんですけれども、ちょっとその辺の考え方をまず御説明ください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、御質問にお答えいたします。

国費について、今回減額という形になっておりますけれども、これについては国の補助金が減らされたというのではなくて、一度、一般会計で国の交付金を受けた形を各特別会計に回すというような形で調整をしたものでございまして、国費の最初に想定していた金額が減ったというような形ではございません。

それから今回、当然国策で進めている制度でございますので、基本的には国でそういった経費についての支援は行っていただきたいと各自治体全てが思っておるところでございますが、皆様報道等でごらんになっているかと思っておりますけれども、なかなか実際の見合った金額が来ないというようなこともございます。したがって、そういうことについてもっと十分な支援をいただけるような形で、機会を通して自治体と一緒に今、国に支援策をお願いしているというような状況でございますので、今後もそういった要望なりをしっかりと自治体で手を組んで行っていければと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。5番 安田知己君。

○5番（安田知己君） まず、10ページの利府小学校の建てかえと、16ページの寄附金、2つお聞きします。

10ページに利府小学校の建てかえ事業というのがあるんですが、これは全員協議会でもちょっとお話を聞いているんですけども、来年、利府小学校は運動会が終わってから仮校舎をつくるんだよということだったんですが、校舎ができるまで3年という期間があるので、その期間は校庭が使えなくなると思うんですよ。その場合、利府小学校で行っている運動会、来年は行うということなんですけれども、その3年間の間で行う運動会、あとは校庭が使えなくなるということは、子供たちの運動というんでしょうか、体育の授業にも支障を来すと思うんですけども、その辺のことをどう考えているのか、ひとつお聞かせください。

それから、16ページの寄附金ですが、一般寄附金がまた入ってきますけれども、この寄附金というのはどこからの寄附で、どういった目的の寄附なのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（菅野 勇君） 5番 安田議員の御質問にお答えします。

小学校の建てかえにつきましては、一応3カ年を見込んでおりまして、全協で説明したとおり春の運動会終了後に実質的な工事に入るということで、こちらの事業につきましては、ただいま利府小学校とさまざまな観点、御質問の体育の授業、今後の体育祭についてという形で、やはり学校の教育環境とかを含めまして、いろいろ学校内部で調整していただいております。

それで、使用できるとすると近隣の館グラウンドなり、例えば中学校、運動会であれば多目的という形で、学校として最善の策をただいま検討いただいているところございまして、できる限り児童の皆さんの安全を確保しつつ早期に建てかえできるよう努力したいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 2点目について、財政経営班長。

○財務課財政経営班長（鈴木真由美君） 5番 安田議員の御質問にお答えいたします。

寄附金につきまして、どこの方で、どのような目的かという御質問ですが、個人の方1件になります。目的につきましては、ふるさと寄附ということで、どのような用途に使用してもいいということの御寄附をいただいております。御本人と御相談いたしまして、今回につきまして

では、結成から大分時間がたってユニホーム等がかなり破損しております利府小のマーチングバンドのユニホームの購入を予定しております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 寄附金のほうは理解いたしました。

大会のグラウンドなんですけれども、館グラウンドとか今ちょっと出たんですが、利府小学校から館グラウンドを使うとなると、若干、一般道を歩いていかなければならないんですけれども、その分の安全対策はしっかりすると思うんですが、その辺もどういう考えでやるのか、ちょっとお聞かせください。

それから、移動時間がありますよね、やっぱり。違うグラウンドを使うのであれば、その間移動する時間があると思うんですよ。そうなってくると、体育を実質やる時間、行き帰りの時間とかを考えると、また体育着に着がえるなんて考えると非常に短くなってしまって、ほとんど体育の授業の中身がなくなってしまうのではないかなという考えもあるんですけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務給食班長。

○教育総務課総務給食班長（菅野 勇君） 再質問にお答えします。

今、私が一例的に館グラウンドと申しましたが、現段階では学校でそこら辺も含めまして、例えば低学年の移動であれば結構時間がかかったり、そういうこともございますので、主に体育館の使用とか、学校の内部でやはり一番適切だということを今検討いただいておりますので、そちらにつきましては、この事業計画がまとまった段階で再度御説明したいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。9番 高久時男君。

○9番（高久時男君） 29ページの8款5項です。公園管理費、沢乙北公園の園路灯改修工事ということです。前々から倒壊の危険性があるということで随時指摘はさせていただいていたんですけれども、やっと改修に入ることなんです、今回の補正で出されている128万円、基数と改修必要数、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼総合体育館長兼屋内温水プール館長（佐藤浩幸君） 9番 高久議員の御質問にお答えいたします。

北公園の園路灯の改修工事でございますけれども、老朽化等によりまして現在13本ほど補強をして支えております。今回の補正につきましては、そのうちの3基を改修予定でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 補正なので余り大きな金額は出せないと思うんですが、全体13本中、今回は3本ということで、今後の見込みとして何年ぐらいでこれを完了する予定なのか、その辺をお伺いします。

○議長（櫻井正人君） スポーツ振興班長。

○生涯学習課スポーツ振興班長兼総合体育館長兼屋内温水プール館長（佐藤浩幸君） 答えいたします。

今回、補正ということで3本を改修する予定でございますけれども、その原因といたしまして、30年以上たっていますのでもちろん老朽化というのもありますし、また主にはペットのマーキング等も一因と考えられますので、今回の補正でその対策も含めてどのように施工すればよいかを行いまして、当初予算等でその辺の残った分の予算を確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。6番 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 済みません。さっき、関連だったので一回しかできなかったのですが、ちょっと再質問させてください。

18、19ページです。マイナンバー、国策でということで全て国費でというのが基本だというように私に言いました。その中で、今回は一般財源で1,530万円、国費は330万円の減額ということでなっています。

今回のネットワーク分離の業務委託に280万円、軽自動車税のシステム改修も206万円、当然マイナンバーに関連することだと思います。事務用備品でも端末30台分の710万円が補正に計上されているということで、基本的にはやっぱり私は国策だから国費でやるべきだと思っているんですけれども、今回この3つの中で合わせて1,199万6,000円が補正計上されている中で、国費の割合、先に来た分が一般財源に入っているので一般財源と言っているのかもしれませんが、その国費と単独、利府町の本当の一般財源の割合があれば、ちょっと教えてください。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） それでは、木村議員の御質問にお答えいたします。

今回のネットワーク分離に係る経費についての国の支援策というものについては、国では交付金とか補助金というような形ではなくて、特別交付税措置についてちょっと検討しているというような情報をいただいております。ただ、それについての方向性がまだ示されていないというような状況でございますので、この辺については国が今回のネットワーク分離に関しての支援は当初考えていなかったことではあるので、国でもまだ検討している段階だと思うんですけども、それについては示された段階で充当していくというような形になるかと思っておりますので、今後については単費投入というような形になっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の答弁で言えば、国策であるマイナンバーで、ネットワークの切りかえ分で、要は国費はまだ1円も入っていないと。全額、町の一般財源でやっているということでもいいのかがまず第1点。

第2点は、その部分でそういう意味では国策であるから国費でやるんだよと、マイナンバーの切りかえなんかも含めてというように、一番最初、制度が導入されたときに聞いているわけなんですけど、今はまだわからないけれども今後入るかもしれないんだという理解でいいのかなど、まず確認します。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策班長。

○政策課政策班長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

今回のネットワーク分離に関しての国の補助金については一応入っていないというような形になります。今後についてなんですけれども、先ほども御説明したように特別交付税措置になる可能性もあるということですので、それについては区分とすれば特交が一般財源という形になりますから、そちらに入ってくるかなと考えております。国の補助金、交付金というような財源、内訳にはならない形です。特交措置ということになりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） やはり国策でやるんだと、本当に欠陥のある制度かもしれないということがあるので、それをやっぱり押して国策だからやるんだよと利府町に言っているわけですか

ら、ちょっと副町長にお願いしたいんですけども、今そういう、まだ決まるかもわからないということなので、ぜひ国に、国で金を出せと要望してほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 副町長。

○副町長（伊藤三男君） それでは、お答えします。

先ほど担当から申しあげましたように、国では特別交付税で対応するというような考え方が強いということをお説明申しあげました。町としましてもこの辺を、やはりしっかりした財源の手当ては必要でありますので、国にいろんな機会を捉えて要望していきたいと考えています。ぜひ議会からも意見書等を出していただくとなお結構でございますので、ひとつよろしくお願います。

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第70号平成27年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第71号 平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第7、**議案第71号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第71号平成27年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第72号 平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第8、**議案第72号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第72号平成27年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第73号 平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第9、**議案第73号平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第73号平成27年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第74号 平成27年度利府町下水道特別会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第10、**議案第74号平成27年度利府町下水道特別会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 済みません。それでは、6ページをお尋ねしたいと思います。

下水道建設費の中で、測量と実施設計で2,000万円の予算が計上されております。これは白石沢地区、しらかし台のほうですかね、説明がありました。ちょっと金額的に大きいので、測量と実施設計となっておりますが、その地理的なエリアと面積、あと何を目的とするのか、住宅なのか、工場なのか、ただの造成なのか、処分場なのか。ちょっとどこまで見込んで実施設計を行っていくのか、中身の詳細をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。工務班長。

○上下水道課工務班長（名取仁志君） 吉田議員の御質問にお答えします。

地区については、ちょうどしらかし台の四丁目付近から町境の近辺までのエリアという形になります。延長にして約900メートル程度の測量と下水道の設計業務、こちら一部に河川区域も入りますので、県道区域ということになりますので、そういった部分の測量と実施設計業務の委託という形で考えております。

地域については、基本的には流通系の部分での地域という形で今検討しております。

以上です。（「はい、いいです」の声あり）

○議長（櫻井正人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第74号平成27年度利府町下水道特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第75号 平成27年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（櫻井正人君） 日程第11、**議案第75号平成27年度利府町水道事業会計補正予算**を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第75号平成27年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第76号 工事請負変更契約の締結について

○議長（櫻井正人君） 日程第12、議案第76号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第76号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第77号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（櫻井正人君） 日程第13、議案第77号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより議案第77号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定しました。

日程第14 議案第78号 利府町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項  
に規定する機関の事務の委託について

○議長（櫻井正人君） お諮りします。この際、日程第14、議案第78号利府町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託についてを議題とし、提案理由の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、日程第14、議案第78号利府町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託についてを議題とし、提案理由の説明を受けることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） それでは、本定例会に追加提案いたします1件の議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第78号利府町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託についてでございますが、行政不服審査法の全面改正に伴いまして、行政庁に対する不服申し立てにつきましては、審理手続の適正性と判断の適否を審査する第三者機関について地方公共団体がみずから設置することが義務づけられました。

この第三者機関の事務については、独立性と公正性を確保する必要がありますが、本町においては組織体制上設置することが困難であるために、宮城県に委託できないか調整を重ねてまいりましたが、このたびその協議が整いましたので、地方自治法第252条の2の2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） 提案理由の説明を受けましたので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第78号利府町と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

さきに申し上げておりますとおり、町長と私が公務のため、ここで暫時休憩とします。

再開は13時とします。

午前11時01分 休憩

---

午後 0時55分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第15 選挙管理委員の選挙

○議長（櫻井正人君） 日程第15、**選挙管理委員の選挙**を行います。

選挙管理委員は、地方自治法第182条第1項の規定により議会においてこれを選挙することになっております。

お諮りします。選挙管理委員の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項並びに利府町議会先例集第4章第1節第50号の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員に酒井隆志君、郷右近健司君、高橋利市君、渡邊あい子君、以上の方々を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、酒井隆志君、郷右近健司君、高橋利市君、渡邊あい子君、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

---

#### 日程第16 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（櫻井正人君） 日程第16、**選挙管理委員補充員の選挙**を行います。

選挙管理委員補充員も、地方自治法第182条第2項の規定により議会において委員と同数の補充員を選挙することになっております。

お諮りします。選挙管理委員補充員の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項並びに利府町議会先例集第4章第1節第50号の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員補充員に小山田喜悦君、村上あさよ君、十文字晴幸君、橋本こずえ君、以上の方々を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、小山田喜悦君、村上あさよ君、十文

宇晴幸君、橋本こずえ君、以上の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序はただいま指名した小山田喜悦君、村上あさよ君、十文字晴幸君、橋本こずえ君にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序はただいま指名した順序に決定しました。

---

日程第17 請願第2号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願書

○議長（櫻井正人君） 日程第17、**請願第2号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願書**を議題とします。

本請願の紹介議員から内容の説明を求めます。5番 安田知己君。

○5番（安田知己君） 請願第2号、私から説明させていただきます。

これは塩釜地域社会保障推進協議会からの請願であります。

東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願書です。

請願の趣旨といたしましては、生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度も継続するための財政措置を求め、国、県に対して意見書の提出を求めるものであります。

請願の理由といたしましては、東日本大震災から4年7カ月が経過しました。国が平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金の仕組みに変更するもので、県と市町村は被災者の国保、介護保険、後期高齢者医療、障害者福祉サービスの一部負担金の免除措置を被災者の対象を絞って継続してきました。

被災地においては、雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化してきております。宮城県が平成27年4月に発表した平成26年度応急仮設住宅や民間借り上げ住宅等入居者健康調査の結果でも示されているとおり、高齢者で病気のある人の割合は95%を超え、「体調が余りよくない」と「とても悪い」は約30%に達し、睡眠障害のある方は80代の

女性が21%、そして病気のある方の2.6%が治療を中断しています。

被災者は医療費等一部負担金の免除措置の継続を強く望んでおり、継続することを求めています。特に、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などにより、一層健康悪化が心配です。

こうした状況を踏まえて、国及び宮城県は生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費等一部負担金の免除措置及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を講ずることを求める意見書を提出することをお願いいたしますということでありますので、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 請願の説明を終わります。直ちに本請願の質疑に入ります。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

安田議員、自席のほうに。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより請願第2号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める請願書を採決します。

お諮りします。本請願を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本請願を採択することに決定しました。

ここで議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

午後1時02分 休 憩

---

午後1時23分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議第3号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書（案）

○議長（櫻井正人君） 追加日程第1、**発議第3号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書（案）**を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。11番 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） それでは、発議第3号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書（案）につきまして、提出させていただきます。

提出者は私、議会運営委員長の吉田と、賛成者は議会運営委員会の皆様です。

提出の理由としましては、東日本大震災から5年がたとうとしているが、いまだに被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化している。特に、仮設住宅で生活している被災者は、将来に不安を抱え一層の健康悪化が心配されております。

こうした状況を踏まえ、国や県に対し東日本大震災被災者の医療費等一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度も継続するための財政措置を求める意見書を提出するものです。

意見書（案）につきましては、裏面をごらんください。

何とぞ、御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井正人君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発議第3号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の

減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書（案）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本案意見書は、議長において関係各大臣に送付します。

---

日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（櫻井正人君） 日程第18、**委員会の閉会中の継続調査の件**を議題とします。

総務財務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長並びに議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、利府町議会会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年12月利府町議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後1時27分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長阿部善男が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年12月4日

議 長

署名議員

署名議員